

長野県告示第543号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされる場合を含む。）の規定により、医療機関を次のとおり指定しました。

平成23年8月1日

長野県知事 阿部 守一

1 診療所、歯科又は薬局

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
小林耳鼻咽喉科医院	松本市島内3427-19	平成23年7月1日
株式会社日医調剤諏訪薬局	諏訪市大字豊田263番1	平成23年6月1日
延徳歯科医院	中野市篠井77-5	平成23年6月1日

2 訪問看護

名 称	主たる事務所の所在地	訪問看護ステーションの名称	訪問看護ステーションの所在地	指 定 年 月 日
株式会社ニチイ学館	東京都千代田区神田駿河台2丁目9番地	ニチイケアセンター塩尻 きょう訪問看護ステーション	塩尻市大字大門65-11	平成23年6月1日

地域福祉課

長野県告示第544号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされる場合を含む。）の規定により、指定を受けた医療機関から名称及び所在地が変更になった旨、次のとおり届出がありました。

平成23年8月1日

長野県知事 阿部 守一

診療所

名 称	所 在 地	変 更 事 項		変 更 年 月 日
		新	旧	
宜保内科消化器科・肝臓内科クリニック	松本市村井町南1-34-20	松本市村井町南1-34-20 宜保内科消化器・肝臓内科クリニック	松本市芳川村井町237-22新 ちくまビル2F 宜保消化器科内科クリニック	平成23年3月1日

地域福祉課

長野県告示第545号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされる場合を含む。）の規定により、指定を受けた医療機関からその業務を廃止する旨、次のとおり届出がありました。

平成23年8月1日

長野県知事 阿部 守一

診療所

名 称	所 在 地	廃止年月日
青木医院	松本市城東2丁目1番5号	平成23年6月20日
内川歯科医院	塩尻市広丘野村2115	平成23年5月31日

地域福祉課

長野県告示第546号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされる場合を含む。）の規定により、施術者を次のとおり指定しました。

平成23年8月1日

長野県知事 阿部 守一

1 施術者

氏 名	住 所	指 定 年 月 日
花岡 利幸	茅野市玉川4081-1	平成23年6月1日
伴野 勤	佐久市原67	平成23年7月1日

2 施術所

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
花岡接骨院	茅野市玉川4081-1	平成23年6月1日
佐久訪問マッサージ	佐久市原67	平成23年7月1日

地域福祉課

長野県告示第547号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

平成23年8月1日

長野県知事 阿部 守一

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

大町市（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び大町市役所に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

長野県告示第548号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

平成23年8月1日

長野県知事 阿部 守一

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

下伊那郡根羽村（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

根羽村（次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び根羽村役場に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

長野県告示第549号

農林水産大臣から、次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

平成23年8月1日

長野県知事 阿部 守一

1 解除に係る保安林の所在場所

飯田市上久堅7973の4・7974の6・7974の7・7974の10・7976の3・7976の12・7976の14・7976の15・7978の8（以上9筆国有林）

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 解除の理由

道路用地とするため

森林づくり推進課

長野県告示第550号

松本市長から、次のとおり公共測量を実施する旨通知がありましたので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示します。

平成23年8月1日

長野県知事 阿部 守一

1 作業種類

公共測量（松本市基本図修正）

2 作業期間

平成23年8月1日から平成24年3月23日まで

3 作業地域

松本市

建設政策課

長野県告示第551号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項の規定により、土砂災害の発生原因が急傾斜地の崩壊である土砂災害警戒区域を次のとおり指定します。

平成23年8月1日

長野県知事 阿部 守一

1 土砂災害警戒区域の名称

大曾倉(1)、大曾倉(2)、大曾倉(3)、大曾倉(4)、大曾倉(5)、大曾倉(6)、上手(1)、上手(2)、上手(3)、上手(4)、上手(5)、上手(6)、古屋敷(1)、古屋敷(2)、古屋敷(3)、中原(1)、中原(2)、中原(3)、芦洞(1)、芦洞(2)、芦洞(3)、本村(1)、本村(2)、中山(1)、中山(2)、中山(3)、高畑(1)、高畑(2)、高畑(3)、竹ノ沢(1)、竹ノ沢(2)、竹ノ沢(3)、竹ノ沢(4)、竹ノ沢(5)、大日向、大洞(1)、大洞(2)、大洞(3)、大洞(4)、唐山、李平、落合(1)、落合(2)、落合(3)、落合(4)、落合(5)、南海(1)、南海(2)、南海(3)、桃平(1)、桃平(2)、桃平(3)、桃平(4)、早草(1)、早草(2)、早草(3)、早草(4)、早草(5)、早草(6)、南入(1)、南入(2)、永見山(1)、永見山(2)、永見山(3)、永見山(4)、永見山(5)、永見山(6)、永見山(7)、永見山(8)、永見山(9)、永見山(10)、永見山(11)、永見山(12)、西光(1)、西光(2)、西光(3)、西光(4)、西光(5)、西光(6)、西光(7)、西光(8)、西光(9)、西光(10)、西光(11)、百々目木(1)、百々目木(2)、丸山(1)、丸山(2)、丸山(3)、丸山(4)、丸山(5)、丸山(6)、丸山(7)、丸山(8)、矢代(1)、矢代(2)、左越(1)、左越(2)、左越(3)、左越(4)、左越(5)、左越(6)、左越(7)、左越(8)、左越(9)、左越(10)、大坪(1)、大坪(2)、大坪(3)、大坪(4)、大坪(5)、大坪(6)、大坪(7)、広尾(1)、広尾(2)、広尾(3)、広尾(4)、中割(1)、中割(2)、中割(3)、中割(4)、中割(5)、中割(6)、中割(7)、中割(8)、中割(9)、中割(10)、中割(11)、中割(12)、菅沼(1)、菅沼(2)、菅沼(3)、菅沼(4)、菅沼(5)、菅沼(6)、菅沼(7)、菅沼(8)、菅沼(9)、菅沼(10)、菅沼(11)、菅沼(12)、菅沼(13)、菅沼(14)、菅沼(15)、菅沼(16)、菅沼(17)、菅沼(18)、菅沼(19)、菅沼(20)、扇場(1)、扇場(2)、扇場(3)、扇場(4)、扇場(5)、扇場(6)、扇場(7)、扇場(8)、本曾倉(1)、本曾倉(2)、本曾倉(3)、本曾倉(4)、本曾倉(5)、本曾倉(6)、本曾倉(7)、本曾倉(8)、本曾倉(9)、本曾倉(10)、本曾倉(11)、本曾倉(12)、本曾倉(13)、本曾倉(14)、本曾倉(15)、本曾倉(16)、本曾倉(17)、本曾倉(18)、本曾倉(19)、下割(1)、下割(2)、下割(3)、下割(4)、下割(5)、下割(6)、下割(7)、下割(8)、玉溝(1)、玉溝(2)、玉溝(3)、玉溝(4)、玉溝(5)、玉溝(6)、玉溝(7)、玉溝(8)、玉溝(9)、原(1)、原(2)、原(3)、原(4)、原(5)、原(6)、原(7)、原(8)、伊那(1)、伊那(2)、伊那(3)、伊那(4)、伊那(5)、伊那(6)、伊那(7)、伊那(8)、伊那(9)、栗林(1)、栗林(2)、栗林(3)、栗林(4)、栗林(5)、栗林(6)、栗林(7)、栗林(8)、栗林(9)、栗林(10)、栗林(11)、栗林(12)、大久保(1)、大久保(2)、大久保(3)、大久保(4)、大久保(5)、大久保(6)、大久保(7)、大久保(8)、大久保(9)、大久保(10)、大久保(11)、大久保(12)、塩田(1)、塩田(2)、塩田(3)、塩田(4)、塩田(5)、塩田(6)、塩田(7)、塩田(8)、塩田(9)、塩田(10)、塩田(11)、塩田(12)、塩田(13)、火山(1)、火山(2)、

火山(3)、火山(4)、火山(5)、火山(6)、火山(7)、火山(8)、上の原(1)、上の原(2)、宮の前、丸塚、穴山南、上赤須(1)、上赤須(2)、上赤須(3)他1、上赤須(4)、上赤須(6)、上赤須(7)、上赤須(8)、上赤須(9)、上赤須(10)、吉瀬(1)、吉瀬(2)、吉瀬(3)、吉瀬(4)、吉瀬(5)

2 指定の区域

駒ヶ根市のうち別図に示す区域(別図は省略し、長野県建設部砂防課及び長野県伊那建設事務所に備え置いて縦覧に供します。)

砂防課

長野県告示第552号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第6条第1項の規定により、土砂災害の発生原因が土石流である土砂災害警戒区域を次のとおり指定します。

平成23年8月1日

長野県知事 阿部守一

1 土砂災害警戒区域の名称

大栗沢、大久保沢(小栗沢)、大久保(1)、大久保(2)、ともの沢、笹ノクボ、権現窪(1)、権現窪(2)、下塙田沢1、下塙田沢2、下塙田沢4、下塙田沢3、上塙田沢、上塙田1、上塙田2、塩釜川2、塩釜川3、塩釜川1、火山川、火山沢西1、火山沢西3、火山沢西4、火山沢西5、火山沢西2、火山沢東3、火山沢東6、火山沢東5、火山沢東4、火山沢東2、火山沢東1、大沢東、大沢西、大沢(2)、大沢(4)、大沢(3)、塩田川2、塩田川1、塩田川3、神田川、天王川(6)、天王川(5)、天王川(1)、天王川(2)、天王川(3)、天王川(4)、瀬早川1、瀬早川2、岩壁川1、岩壁川2、北川、唐沢川1、唐沢川2、唐沢川3、唐沢川4、唐沢川5、越渡井沢、原南側井沢2、原南側井沢1、桐山沢、上垣外沢、登沢、舟沢川、松木平沢、尺田沢、北沢川2、北沢川1、前沢川、竹の入沢、上井第1井北、上井第1井南、羽場川、寺井、中平井、宮の前井、宮の浦川、西の入川、中村川、鍛冶垣外沢1、鍛冶垣外沢2、二越川4、二越川5、二越川7、二越川6、二越川3、二越川2、二越川1、松尾川、南沢川、中田川、金沼川1、金沼川2、扇場川、広尾川、南海北川、落合北川、宮の浦川、所の浦川、信屋沢、追尻川、宮の入川、日向沢、上日向沢、宮沢川、馬道川、西洞川、西の入川1、西の入川2、垣外沢、宮の上沢、亀群沢、田中沢、日向井北、日向井南、祖師垣外沢、入口沢、沢峠川、木曾倉川、女沢川、橋場川、荒井沢、古屋敷川西、古屋敷川東、中原川、西芦洞沢、西芦川、芦洞川2、芦洞川1、芦洞沢、宮の沢、本村川、本村沢、原垣外沢、竹の沢川2、竹の沢川1、余草川、大日向川、大日向沢、馬羅沢川、やきが入川、新宮川1、新宮川2、新宮川3、唐山川1、唐山川2、猿沢川、ぶどう沢川、落合南川、南海川、南海沢、竹松沢、西光川、川向沢、五拾目沢、上垣外沢、上坂川、百々目木沢、細萱川、引ノ田沢、大角沢1、大角沢2、大角沢3、桃平沢、穂倉沢川、大角川、大角北沢、日向下沢1、日向下沢2、日向川、早草上沢、早草下沢、中屋沢、新戸沢、矢代沢、中割(3)、中割(1)、丸山(1)、丸山(2)、下間川(6)、

下間川(4)、下間川源流東、下間川源流1、下間川源流2、下間川源流3、下間川源流5、下間川源流4、下間川(5)、下間川(7)、下間川(9)、下間川(8)、水浴川5、水浴川6、水浴川7、水浴川12、水浴川11、水浴川10、水浴川9、水浴川8、水浴川4、水浴川3、水浴川2、水浴川1、丸山(2)、永見山(4)、永見山(3)、永見山(1)、永見山(2)、小山川1、小山川2、小山川3、小山川4、小山川5、中割東2、中割東1、中割西1、中割西2、穴山(1)、穴山(2)、穴山川(1)、穴山川(2)、穴山川(4)、穴山川(3)、中沢(1)、中沢(2)、吉瀬沢2、吉瀬沢1、寺沢、吉瀬(1)、吉瀬(2)、吉瀬(5)、吉瀬(3)、吉瀬(4)

2 指定の区域

駒ヶ根市のうち別図に示す区域(別図は省略し、長野県建設部砂防課及び長野県伊那建設事務所に備え置いて縦覧に供します。)

砂防課

長野県告示第553号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第8条第1項の規定により、土砂災害の発生原因が急傾斜地の崩壊である土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定します。

平成23年8月1日

長野県知事 阿部守一

1 土砂災害特別警戒区域の名称

大曾倉(3)、大曾倉(4)、大曾倉(5)、大曾倉(6)、上手(1)、上手(2)、上手(3)、上手(4)、上手(5)、上手(6)、古屋敷(1)、古屋敷(2)、古屋敷(3)、中原(1)、中原(2)、中原(3)、芦洞(1)、芦洞(2)、芦洞(3)、本村(1)、本村(2)、中山(1)、中山(2)、中山(3)、高畠(1)、高畠(2)、高畠(3)、竹ノ沢(1)、竹ノ沢(2)、竹ノ沢(3)、竹ノ沢(4)、竹ノ沢(5)、大日向、大洞(1)、大洞(2)、大洞(3)、唐山、李平、落合(1)、落合(2)、落合(3)、落合(4)、落合(5)、南海(1)、南海(2)、南海(3)、桃平(1)、桃平(2)、桃平(3)、桃平(4)、早草(1)、早草(2)、早草(3)、早草(4)、早草(5)、早草(6)、南入(1)、南入(2)、永見山(1)、永見山(2)、永見山(3)、永見山(4)、永見山(5)、永見山(6)、永見山(7)、永見山(8)、永見山(9)、永見山(10)、永見山(11)、永見山(12)、西光(1)、西光(2)、西光(3)、西光(4)、西光(5)、西光(6)、西光(7)、西光(8)、西光(9)、西光(10)、西光(11)、百々目木(1)、百々目木(2)、丸山(1)、丸山(2)、丸山(3)、丸山(4)、丸山(5)、丸山(6)、丸山(7)、丸山(8)、矢代(1)、矢代(2)、左越(1)、左越(2)、左越(3)、左越(4)、左越(6)、左越(7)、左越(8)、左越(9)、左越(10)、大坪(2)、大坪(3)、大坪(4)、大坪(5)、大坪(6)、大坪(7)、広尾(1)、広尾(2)、広尾(3)、広尾(4)、中割(1)、中割(2)、中割(5)、中割(7)、中割(8)、中割(9)、菅沼(1)、菅沼(2)、菅沼(3)、菅沼(4)、菅沼(7)、菅沼(8)、菅沼(10)、菅沼(11)、菅沼(12)、菅沼(13)、菅沼(14)、菅沼(15)、菅沼(16)、菅沼(17)、菅沼(18)、菅沼(19)、扇場(1)、扇場(2)、扇場(4)、扇場(6)、扇場(7)、本曾倉(1)、本曾倉(2)、本曾倉(3)、本曾倉(5)、本曾倉(6)、本曾倉(8)、本曾倉(9)、本曾倉(10)、本曾倉(11)、本曾倉(12)、本曾倉(13)、本曾倉(14)、本曾倉(15)、本曾倉(18)、本曾倉(19)、下割(1)、下割

(2)、下割(5)、下割(6)、下割(7)、下割(8)、玉溝(1)、玉溝(2)、玉溝(3)、玉溝(4)、玉溝(5)、玉溝(6)、玉溝(7)、玉溝(8)、玉溝(9)、原(1)、原(2)、原(3)、原(4)、原(5)、原(6)、原(7)、原(8)、伊那(1)、伊那(2)、伊那(6)、伊那(9)、栗林(1)、栗林(2)、栗林(5)、栗林(6)、栗林(7)、栗林(8)、栗林(9)、栗林(10)、栗林(11)、栗林(12)、大久保(1)、大久保(2) 大久保(4)、大久保(5)、大久保(6)、大久保(7)、大久保(8)、大久保(9)、大久保(10)、大久保(11)、大久保(12)、塩田(1)、塩田(2)、塩田(3)、塩田(4)、塩田(5)、塩田(6)、塩田(7)、塩田(8)、塩田(9)、塩田(10)、塩田(11)、塩田(12)、塩田(13)、火山(2)、火山(3)、火山(4)、火山(5)、火山(6)、火山(7)、火山(8)、上の原(1)、上の原(2)、穴山南、上赤須(2)、上赤須(3)他1、上赤須(4)、上赤須(6)、上赤須(7)、上赤須(8)、上赤須(9)、吉瀬(1)、吉瀬(2)、吉瀬(5)

2 指定の区域

駒ヶ根市のうち別図に示す区域(別図は省略し、長野県建設部砂防課及び長野県伊那建設事務所に備え置いて縦覧に供します。)

3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令(平成13年政令第84号)第4条に規定する衝撃に関する事項

別図に記載するとおり

砂防課

長野県告示第554号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第8条第1項の規定により、土砂災害の発生原因が土石流である土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定します。

平成23年8月1日

長野県知事 阿部守一

1 土砂災害特別警戒区域の名称

大栗沢、大久保沢(小栗沢)、大久保(1)、大久保(2)、ともの沢、笹ノクボ、権現窪(1)、下塩田沢1、下塩田沢2、下塩田沢4、上塩田沢、上塩田1、上塩田2、塩釜川3、火山川、火山沢西1、火山沢西3、火山沢西4、火山沢西5、火山沢西2、火山沢東3、火山沢東6、火山沢東5、火山沢東4、火山沢東2、火山沢東1、大沢東、大沢西、大沢(2)、大沢(4)、大沢(3)、塩田川1、塩田川3、神田川、天王川(6)、天王川(5)、天王川(1)、天王川(2)、天王川(4)、瀬早川1、瀬早川2、岩壁川1、岩壁川2、唐沢川1、唐沢川2、唐沢川3、唐沢川5、原南側井沢2、原南側井沢1、桐山沢、上垣外沢、登沢、舟沢川、松木平沢、尺田沢、北沢川2、北沢川1、前沢川、竹の入沢、上井第1井北、羽場川、中平井、宮の浦川、西の入川、鍛冶垣外沢1、鍛冶垣外沢2、二越川4、二越川5、二越川7、二越川6、二越川3、二越川1、松尾川、南沢川、中田川、金沼川1、金沼川2、広尾川、南海北川、落合北川、宮の浦川、所の浦川、信屋沢、追尻川、宮の入川、日向沢、上日向沢、宮沢川、馬道川、西洞川、西の入川1、西の入川2、垣外沢、亀群沢、日向井北、日向井南、祖師垣外沢、沢峠川、木曾倉川、橋場川、荒井沢、古屋敷川西、中原川、西芦洞沢、西芦

川、芦洞川2、芦洞川1、宮の沢、本村川、本村沢、原垣外沢、竹の沢川1、余草川、大日向川、大日向沢、馬羅沢川、やきが入川、新宮川1、新宮川2、ぶどう沢川、落合南川、南海川、南海沢、竹松沢、西光川、川向沢、上垣外沢、上坂川、細萱川、引ノ田沢、大角沢1、大角沢2、大角沢3、穂倉沢川、大角川、大角北沢、日向下沢1、日向下沢2、日向川、中屋沢、新戸沢、矢代沢、中割(1)、下間川(6)、下間川(4)、下間川源流東、下間川源流2、下間川源流3、下間川源流5、下間川源流4、下間川(5)、下間川(7)、下間川(9)、下間川(8)、水浴川5、水浴川6、水浴川7、水浴川12、水浴川11、水浴川10、水浴川9、水浴川2、水浴川1、永見山(4)、永見山(3)、永見山(1)、小山川2、小山川3、小山川4、小山川5、中割東2、中割東1、中割西1、中割西2、穴山(1)、穴山(2)、穴山川(1)、穴山川(2)、穴山川(4)、穴山川(3)、中沢(1)、中沢(2)、吉瀬沢2、吉瀬沢1、吉瀬(1)、吉瀬(2)、吉瀬(5)、吉瀬(3)、吉瀬(4)

2 指定の区域

駒ヶ根市のうち別図に示す区域(別図は省略し、長野県建設部砂防課及び長野県伊那建設事務所に備え置いて縦覧に供します。)

3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令(平成13年政令第84号)第4条に規定する衝撃に関する事項

別図に記載するとおり

砂防課

長野県佐久建設事務所告示第12号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から平成23年8月15日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県佐久建設事務所佐久北部事務所において、一般の縦覧に供します。

平成23年8月1日

長野県佐久建設事務所長 木賀田 敏文

1(1) 道路の種類 県道

(2) 路線名 借宿小諸線

(3) 道路の区域

区間	新旧別	敷地の幅員	延長
北佐久郡軽井沢町大字追分字雨池 718番の2地先から 北佐久郡御代田町大字草越字草越 285番の3地先まで	旧	m 4.5~22.1	km 0.5996
同上	新	6.4~24.3	0.5990

2(1) 道路の種類 県道

(2) 路線名 借宿小諸線

(3) 道路の区域

区間	新旧別	敷地の幅員	延長
北佐久郡御代田町大字草越字下ノ坂1208番の7地先から北佐久郡御代田町大字草越字向原1207番の1地先まで	旧	m 9.2~14.1	km 0.2560
同上	新	m 10.0~19.2	km 0.2557

3(1) 道路の種類 県道

(2) 路線名 牛鹿望月線

(3) 道路の区域

区間	新旧別	敷地の幅員	延長
佐久市茂田井字堀込峰2756番の2地先から北佐久郡立科町大字茂田井字三川前2679番の1地先まで	旧	m 5.3~36.0	km 0.3300
同上	新	m 5.3~36.0	km 0.3312

4(1) 道路の種類 県道

(2) 路線名 草越豊昇佐久線

(3) 道路の区域

区間	新旧別	敷地の幅員	延長
北佐久郡御代田町大字豊昇字城の腰1137番の1地先から北佐久郡御代田町大字豊昇字上久能1094番の3地先まで	旧	m 4.4~18.0 5.0~5.0	km 0.1530 0.1500
同上	新	m 4.7~23.2	km 0.1530

5(1) 道路の種類 県道

(2) 路線名 豊昇茂沢中軽井沢停車場線

(3) 道路の区域

区間	新旧別	敷地の幅員	延長
北佐久郡軽井沢町大字茂沢字赤名木沢450番の1地先から北佐久郡軽井沢町大字茂沢字赤名木沢461番の1地先まで	旧	m 6.6~25.6	km 0.1243
同上	新	m 7.1~45.8	km 0.1227

道路管理課

長野県佐久建設事務所告示第13号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始します。

その関係図面は、告示の日から平成23年8月15日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県佐久建設事務所佐久北部事務所において、一般の縦覧に供します。

平成23年8月1日

長野県佐久建設事務所長 木賀田 敏文

1(1) 路線名 借宿小諸線

(2) 供用を開始する区間

北佐久郡軽井沢町大字追分字雨池718番の2地先から

北佐久郡御代田町大字草越字草越285番の3地先まで

(3) 供用を開始する期日 平成23年8月1日

2(1) 路線名 借宿小諸線

(2) 供用を開始する区間

北佐久郡御代田町大字草越字下ノ坂1208番の7地先から

北佐久郡御代田町大字草越字向原1207番の1地先まで

(3) 供用を開始する期日 平成23年8月1日

3(1) 路線名 牛鹿望月線

(2) 供用を開始する区間

佐久市茂田井字堀込峰2756番の2地先から

北佐久郡立科町大字茂田井字三川前2679番の1地先まで

(3) 供用を開始する期日 平成23年8月1日

4(1) 路線名 草越豊昇佐久線

(2) 供用を開始する区間

北佐久郡御代田町大字豊昇字城の腰1137番の1地先から

北佐久郡御代田町大字豊昇字上久能1094番の3地先まで

(3) 供用を開始する期日 平成23年8月1日

5(1) 路線名 豊昇茂沢中軽井沢停車場線

(2) 供用を開始する区間

北佐久郡軽井沢町大字茂沢字赤名木沢450番の1地先から

北佐久郡軽井沢町大字茂沢字赤名木沢461番の1地先まで

(3) 供用を開始する期日 平成23年8月1日

6(1) 路線名 下仁田浅科線

(2) 供用を開始する区間

佐久市新子田字柳反り925番の1地先から

佐久市新子田字田端932番の5地先まで

(3) 供用を開始する期日 平成23年8月1日

道路管理課

長野県教育委員会告示第6号

平成24年度長野県立高等学校入学者選抜要綱を次のように定めます。

平成23年8月1日

長野県教育委員会

平成24年度長野県立高等学校入学者選抜要綱

第1 総則**1 募集定員**

長野県教育委員会が別に定め、公示する。

2 募集の方法

各高等学校の特色に応じて行う前期選抜の募集、学力検査を実施する後期選抜の募集、入学予定者数が募集定員に満たなかった場合に実施する再募集及び定時制課程において行うことができる追加募集により行う。

3 入学志願資格

次の(1)又は(2)に該当する者とする。

- (1) 中学校若しくはこれに準ずる学校を卒業した者若しくは中等教育学校の前期課程を修了した者又は平成24年3月に卒業若しくは修了する見込みの者
- (2) 中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者（学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第95条各号のいずれかに該当する者）

4 入学志願

- (1) 志願できる高等学校の範囲は、長野県立高等学校の通学区域に関する規則（昭和48年長野県教育委員会規則第10号。以下「通学区規則」という。）の定めるところによる。
- (2) 志願は1校1課程1学科に限る。ただし、くくり募集（原則として同一学校の同一課程内の複数の小学科を1学科として取り扱って行う募集をいう。）を実施する学校の場合は、くくられた群への志願とする。
- (3) 通学区規則第4条の規定により、所属通学区及び所属通学区に隣接する通学区以外の区域に所在する高等学校を志願する者及び県外から本県の県立高等学校を志願する者は、アの期間内に、イの書類を最終在籍校長を経て、長野県教育委員会事務局高校教育課長（以下「高校教育課長」という。）に提出して、長野県教育委員会の承認を受けること。

ア 受付期間

期 間	備 考
平成23年12月1日（木）から 平成24年1月27日（金）午後5時まで	保護者の転勤に伴う一家転住等により左の期間に手続ができない者については、平成24年1月30日（月）から2月21日（火）午後5時まで（長野県教育委員会が特に認めた者については、3月1日（木）正午まで）の期間も受け付ける。 郵送する場合は、受付期間内に到着しないものは無効とする。

イ 提出書類

- (7) 特別の事由により所属通学区及び所属通学区に隣接する通学区以外の区域に所在する高等学校を志願する者
所属・隣接通学区以外の高等学校志願承認願（様式第1号）
特別の事由を証明する書類
- (イ) 県外から本県の県立高等学校を志願する者
長野県立高等学校志願承認願（様式第2号）
特別の事由を証明する書類

5 調査書及び学習成績一覧表の作成

- (1) 最終在籍校長は、調査書（様式第3号）の公正を期すため、調査書作成委員会を組織すること。ただし、第2の4の(2)のエに定める場合にあっては、この限りでない。

この委員会は、校長を委員長とし、委員には、教頭及び第3学年の指導を担当する教職員を充てること。

- (2) 調査書は、原則として指導要録及び健康診断票に準拠して記載すること。ただし、第3学年の各教科の評定については、次によるものとする。

ア 平成23年度卒業見込者

- (7) 平成23年12月末日以降において、第3学年に在学する生徒全員を対象として、目標に準拠した評価により、必修教科については5段階、選択教科については3段階の評定を行うこと。ただし、目標に準拠した評価による評定が不可能な生徒は、評定の対象から除外する。

- (イ) 志願者が目標に準拠した評価による評定が不可能な生徒であるときは、当該中学校所定の方法により評価するものとし、備考欄に説明を付けること。

- (ウ) 県外の中学校に在学する生徒で、目標に準拠した評価による評定が著しく困難なものについては、(イ)に準ずること。

イ 平成22年度以前の卒業者

指導要録記載の評定を記入すること。

- (3) (1)の規定にかかわらず、高等学校に在籍した志願者については、最終在籍校長は、出身中学校から送付されている指導要録の抄本又は写し及び健康診断票によって調査書を作成すること。
- (4) 学習成績一覧表（様式第4号及び様式第5号）は、志願者の中学校第3学年生時の中学校全員について、次の区分に従って記載すること。

ア 平成23年度卒業見込者

必修教科の目標に準拠した評価による5段階の評定を記入し、目標に準拠した評価による評定が不可能な志願者があるときは、備考欄にその旨を付記すること。

イ 平成22年度以前の卒業者

指導要録記載の評定を記入すること。ただし、当該卒業者の卒業年度に作成された学習成績一覧表を用いても差し支えない。その際、平成15年度以前の卒業者については、学習成績一覧表の氏名欄の氏名を抹消し、代わりに1から順に算用数字を記入すること。

ウ 県外の中学校にあっては、調査書記載の評定法による学年又は学級の学習成績一覧表とすること。

6 入学者の選抜

- (1) 入学者の選抜は、この選抜要綱に定めるところにより、高等学校長が、志願者の出身校長から提出された調査書及び長野県教育委員会が実施する選抜のための学力検査（以下「学力検査」という。）の成績を資料として行う。
- (2) 高等学校長は、(1)に定めるもの以外の資料を必要とするときは、長野県教育委員会の承認を受けて、それを入学者の選抜の資料とすることができる。
- (3) 高等学校長は、当該高等学校の学科や教育課程等の特色に応じた選抜を行うことができる。
- (4) 再募集については第4、定時制課程の追加募集については第5、通信制課程の選抜については第6に定めるところによる。

第2 前期選抜

1 志願の要件（生徒募集の観点）

- (1) 高等学校長は、あらかじめ前期選抜において生徒を募集する観点を定めるものとする。
- (2) (1)により定められた生徒募集の観点は、別に発表する。

2 募集人員

- (1) 普通科、農業科、工業科、商業科、家庭科及び総合学科の募集人員は、募集定員の50パーセント以内とする。
- (2) 理数科、自然科学探究科、スポーツ科学科、音楽科、英語科、国際教養科及び人文科学探究科の募集人員は、募集定員の90パーセント以内とする。
- (3) 各高等学校の募集人員については、別に発表する。

3 前期選抜の日程

項目	期日又は期間	備考
(1) 志願受付期間	平成24年2月1日（水）から2月3日（金）正午まで	ア 午前9時から午後5時まで イ 郵送する場合は、80円切手を貼付した返信用封筒（長形3号で宛先を明記したもの）を同封すること。 なお、受付期間内に到着しないものは無効とする。
(2) 面接等の検査期日	平成24年2月8日（水）	
(3) 合格者の発表期日	平成24年2月15日（水）	志望高等学校において、午後1時以降
(4) 入学確認書の提出期限	平成24年2月21日（火）	正午まで
(5) 入学予定者数の発表期日	平成24年2月21日（火）	

なお、高等学校長は、志願者の状況により必要と認めるときは、長野県教育委員会と協議の上、面接等の検査を翌日（2月9日（木））も実施することができる。

4 入学志願

1 志望高等学校等

第1の4に定めるところによる。

2 志願手続

ア 志願者は、次の書類を最終在籍校長を経て、志望高等学校長に提出すること。

(7) 入学願書（様式第6号）

(1) 入学審査料収入証紙納付書 全日制課程志願者は2,200円、定時制課程志願者は870円の長野県収入証紙を貼ったもの

(2) 志願理由書又は自己PR文（志望高等学校が必要と定めた場合に限る。）（用紙は志望高等学校で交付する。）

イ 最終在籍校長は、当該学校の志願者から提出された上記アの書類のほか、次の書類を3に定める志願受付期間内に志望高等学校長に提出すること。なお、学習成績一覧表は、志望高等学校の課程ごとに1通作成すること。

- (7) 調査書
 (1) 学習成績一覧表
 (6) 平成23年12月以降実施の健康診断の記録（中学校又はこれに準ずる学校に在籍する者は除く。）
 (1) 他の高等学校を最終在籍校とする者については、(7)から(ウ)までに掲げるもののほか、当該高等学校長の学業成績証明書
 ウ 高等学校長は、志願書類を受け付け、次の事務を行うこと。
 (7) 前期選抜入学志願者受付台帳（様式第7号）の作成
 (1) 入学願書の受付年月日及び受付番号の記入
 (6) 受検票（様式第8号）の交付
 エ 志願者のうち、ア及びイに定める手続が困難な者で、その旨を証する書類を添えて高校教育課長に申し出たものについては、高校教育課長が最終在籍学校長に代わることができる。

5 入学者の選抜

- (1) 選抜の資料
 ア 最終在籍学校長から提出された調査書の内容及び志願者に対し実施する面接
 イ 志願理由書又は自己PR文、作文又は小論文及び実技検査のうちから志望高等学校長が定めたもの
 (2) 面接等の日程
 ア 受付 午前8時40分以降
 イ 面接等諸検査 午前9時以降
 なお、日程の詳細については高等学校ごとに定める。

(3) 会場

志望高等学校

(4) 選抜方法

高等学校長は、生徒募集の観点に配慮の上、最終在籍学校長から提出された調査書の内容、志願者に対し実施する面接の結果及び(1)のイに定めた資料により、総合的に判定し合格者を決定する。

6 前期選抜結果の発表及び入学の確約

- (1) 高等学校長は、3に定める期日に、前期選抜合格通知書（様式第9号）を入学予定者に内定した者に送付するとともに、前期選抜結果通知書（様式第10号）により選抜結果を最終在籍学校長に通知する。
 (2) 前期選抜合格通知書を受けた者のうち当該志望高等学校に入学しようとするものは、入学確約書（様式第11号）を最終在籍学校長を経て、3に定める期限までに志望高等学校長に提出する。なお、入学確約書を提出した者は、第3から第5までに定める後期選抜、再募集及び追加募集への志願はできないものとする。
 (3) 選抜の結果、入学予定者に内定しなかった者は、第3から第5までに定める後期選抜、再募集及び追加募集へ志願することができる。

第3 後期選抜

1 募集人員

募集定員から前期選抜の募集人員を除いた数とする。ただし、前期選抜の入学確約書の提出者数が前期選抜の募集人員に満たなかった場合は、募集定員から前期選抜の入学確約書の提出者数を除いた数とする。

2 後期選抜の日程

項目	期日又は期間	備考
(1) 募集人員の発表期日	平成24年2月21日（火）	
(2) 志願受付期間	平成24年2月22日（水）から2月24日（金）正午まで	ア 長野県教育委員会が特に認めた者については、3月2日（金）正午まで受け付ける。 イ 午前9時から午後5時まで ウ 郵送する場合は、80円切手を貼付した返信用封筒（長形3号で宛先を明記したもの）を同封すること。 なお、受付期間内に到着しないものは無効とする。
(3) 志願変更受付期間	平成24年2月27日（月）から3月1日（木）正午まで	ア (2)の備考のアに該当する者については、志願変更は認めない。 イ 午前9時から午後5時まで
(4) 学力検査等の実施期日	平成24年3月7日（水）	
(5) 入学予定者の発表期日	平成24年3月19日（月）	志望高等学校において、午前8時30分以降

なお、高等学校長は、志願者の状況により必要と認めるときは、長野県教育委員会と協議の上、面接等の検査を翌日（3月8日（木））も実施することができる。

3 入学志願

(1) 志望高等学校等